## ◎刑法の一部を改正する法律

(平成二九年六月二三日法律第七二号)

一、提案理由(平成二九年六月六日・衆議院法務委員会)

○金田国務大臣 刑法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

性犯罪は、被害者の心身に多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪でありますことから、厳正な対処が求められておりますところ、明治四十年の現行刑法制定以来基本的にその構成要件が維持されてまいりました現行の罰則では、性交と同等の身体的接触を伴う強制わいせつ事案、親権者等による性交等事案などについて、適正な処罰が困難な場合があるとの指摘がなされております。

また、現行法に対しては、強姦罪の悪質性、重大性に鑑みると、その法定刑の下限が低きに失して国民意識と合致しない、あるいは、性犯罪が親告罪であることにより、かえって被害者に精神的な負担を生じさせていることが少なくないなどのさまざまな御意見が見られるところであります。

そこで、この法律案は、性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、刑法を改正し、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、現行の強姦罪は、強制わいせつ罪の加重類型と考えられておりますところ、その構成要件を見直し、行為者及び被害者の性別を問わず、暴行または脅迫を用いて肛門性交または口腔性交をする行為等を現行の強姦と同様の重い類型の犯罪として処罰することとした上で、その法定刑の下限を懲役三年から懲役五年に引き上げるとともに、被害者を死傷させた場合の法定刑の下限も懲役五年から懲役六年に引き上げるものであります。また、これにあわせて、強姦罪の罪名を強制性交等罪とするものであります。

第二は、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設であります。すなわち、十八歳 未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて わいせつな行為または性交等をした者に対する罰則を新設することとしております。

第三は、強姦罪等を親告罪としていた規定を削除して、これらの罪を非親告罪とする ものであります。

第四は、同一の機会に強盗の罪と強制性交等の罪を犯した場合について、現行の強盗 強姦罪と同様の法定刑で処罰することとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いをいたします。

## 二、衆議院法務委員長報告(平成二九年六月八日)

○鈴木淳司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、 強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪 及び監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親 告罪とする規定を削除しようとするものであります。

本案は、去る六月二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、六日金田法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

翌七日、質疑を行い、質疑を終局したところ、本案に対し、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び日本維新の会の共同提案により、政府において、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の検討規定の追加を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

次いで、採決した結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって 可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

- ○委員会修正の提案理由(平成二九年六月七日)
- ○井出委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、法律案の附則に、政府は、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を追加するものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附带決議(平成二九年六月七日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 性犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であることはもとより、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける犯罪であって、厳正な対処が必要であるものとの認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の趣旨を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知すること。
- 二 刑法第百七十六条及び第百七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第百七十 八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心

理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。

- 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー、生活の平穏その他の権利利益に十分な配慮がなされ、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにし、二次被害の防止に努めるとともに、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図り、かつ、起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。
- 四 性犯罪被害が潜在化しやすいことを踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、 性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めること。
- 五 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十四号)附則第九条第 三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を 行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害の おそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこと。
- 六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性犯罪による被害の特性を踏まえ、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、第三次犯罪被害者等基本計画に従い、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

## 三、参議院法務委員長報告(平成二九年六月一六日)

○秋野公造君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審 査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親告罪とする規定を削除しようとするものであります。

なお、衆議院において、施行後三年を目途とした見直し規定を追加する修正が行われ ております。

委員会におきましては、強姦罪の構成要件等を見直し、強制性交等罪とする趣旨、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の現に監護する者の範囲、性犯罪関係規定を非親告罪とする趣旨、強制性交等罪における暴行、脅迫の要件、性犯罪被害の実態調査の在り方等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して真山理事より 本法律案に賛成する旨の意見が述べられました。 討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの と決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附带決議(平成二九年六月一六日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であって、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。
- 二 刑法第百七十六条及び第百七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第百七十 八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心 理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、 これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、 これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面し た被害者の心理等についての研修を行うこと。
- 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、 生活の平穏その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けること がないようにするとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分 に踏まえた適切な証拠保全を図ること。
- 四 強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、 捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて 徹底させるよう努めること。
- 五 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。
- 六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めるとともに、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。
- 七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十四号)附則第九条第 三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を 行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害

のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。

- 八 児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを 踏まえ、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童か ら得られる供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等 の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行うことなど、被害児童 へ配慮した取組をより一層推進していくこと。
- 九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。

右決議する。